

東日本大震災で被災された 2012 年度新入生への特別措置について

2011 年 3 月に発生した東日本大震災により被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。また、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

成蹊大学では、東日本大震災にかかる経済的支援として、被災された 100 名の学生に「2011 年度入学金・納付金の減免措置」を実施いたしました。

2012 年度においても、東日本大震災で被災されたご家族の 2012 年度新入生に対し、学業が継続できるよう、次のとおり入学検定料・入学金の返還および納付金の減免などの特別措置を行うことといたしました。概要は下記のとおりです。

【対象者】

2012 年度に本学の学部・大学院に入学される方（入学手續完了者）のうち、その学費負担者（保証人）が、2011 年 3 月 11 日以降に発生した東日本大震災の災害救助法適用地域に居住し被災され、かつ、次の(1)、(2)のいずれかに該当する方で、市区町村発行の罹災証明書または被災証明書（コピー可）を提出できる方。

- (1) 災害により学費負担者の居住する家屋が全壊（全焼・流失を含む）または半壊（半焼を含む）したことにより、学費支弁が著しく困難となったと認められる方。
- (2) 福島原子力発電所事故に伴う警戒区域および計画的避難区域に居住していて、避難を余儀なくされ、学費支弁が著しく困難となったと認められる方。

<東日本大震災にかかる災害救助法適用地域> [2011 年 4 月 5 日現在]
宮城県全 35 市町村、岩手県全 34 市町村、福島県全 59 市町村、青森県 1 市 1 町、茨城県 28 市 7 町 2 村、栃木県 8 市 7 町、千葉県 6 市 1 区 1 町、長野県 1 村、新潟県 2 市 1 町
※ 東京都を除く。

【特別措置の内容】

入学後にご提出いただく書類をもとに審査し、減免対象となった場合には、次の特別措置を講じることといたします。

- ① 入学検定料・入学金を返還いたします。
- ② 納付金につきましては、家屋の損壊の状況および学費負担者の被害の状況に応じて、2012 年度の前期納付金（授業料、施設費、設備費）の全額または 2 分の 1 を減免することとし、減免率に応じて返還いたします。
なお、入学手續時に必要となる前期納付金の納入が困難な場合は延納を認めますので、所定の手続を行ってください。
- ③ 2012 年度の後期納付金（授業料、施設費、設備費）につきましては、通常の延納を認めた上で、個別の状況に応じて配慮いたします。

注 1 : この特別措置は、入学検定料・入学金・納付金を入学後に返還するものです。このため、出願時には入学検定料を振り込んでください。また、入学手續時には入学金・前期納付金の納入が必要となりますので、各入学試験で定められた日時までに納入し、入学手續を完了してください。

注 2 : この特別措置の対象年度は、2012（平成 24）年度のみとします。

【申請期限】

2012 年 4 月下旬。手續の詳細は、この HP にてお知らせいたします。

【お問い合わせ】

本件に関するお問い合わせは、成蹊大学入試センターまでお願いいたします。

電 話 : 0422-37-3533

F A X : 0422-37-3864

e-mail: nyushi@jim.seikei.ac.jp

以上